平成14年(ワ)第11668号 特許権に基づく損害賠償請求事件 平成17年8月30日口頭弁論終結

> アルゼ株式会社 原告訴訟代理人弁護士 松本司 岩坪哲 同 同 美勢克彦 被 サミー株式会社 被告訴訟代理人弁護士 牧野利秋 飯田秀郷 栗宇一樹 同 上記2名訴訟復代理人弁護士 大友良浩 戸谷由布子 早稲本和徳 被告訴訟代理人弁護士 七字賢彦 同 鈴木英之 同 片山英二 同 北原潤一 同 大月雅博 被告補佐人弁理士 廣瀬隆行 同 黒田博道 米山淑幸 同

被告補助参加人 日本電動式遊技機特許株式会社

被告補助参加人訴訟代理人弁護士 島田康男 被告補助参加人補佐人弁理士 紺野正幸

1 原告の請求を棄却する。
2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

## 第1 原告の請求

被告は、原告に対し、51億4575万円及びこれに対する平成14年6月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。 第2 事案の概要

- 1 本件は、スロットマシンに関する特許権(特許第2574912号。以下、同特許に係る特許発明のうち請求項1に係る発明を「本件特許発明」といい、同発明に係る特許権を「本件特許権」という。)を訴外ユニバーサル販売株式会社(以下「ユニバーサル」という。)から承継し、移転登録を得た原告が、被告において、平成12年12月20日からパチスロ機「獣王」(以下「被告製品」という。)を少なくとも10万2915台製造販売し、被告製品の構成が本件特許発明の技術的範囲に属しており、本件特許権を侵害するとして、被告に対し、損害賠償金51億4575万円の支払を求めた事案である。これに対し、被告は、被告製品が本件特許発明の技術的範囲に属することを争うと共に、本件特許権を無効にする音の審決が確定したため、原告の請求は理由がないと主張して争っている。
- 2 前提となる事実 (争いのない事実及び末尾掲記の証拠により認められる事実)
- (1) ユニバーサルは、平成8年10月24日、本件特許権の登録を得た。原告は、ユニバーサルを吸収合併したことにより本件特許権を承継し、平成10年11月16日、その移転登録を受けた(甲1、弁論の全趣旨)。
- (2) 特許庁は、平成15年11月17日、本件特許権に関する無効審判請求事件(無効2002-35391号事件、無効2002-35443号事件)において、「特許第2574912号の請求項1に係る発明についての特許を無効とする。」との審決をした。原告は、同審決について東京高等裁判所に審決取消訴訟を提起したが(平成15年(行ケ)第580号審決取消請求事件)、東京高等裁判所は、平成17年2月15日、原告の請求を棄却する旨の判決を言い渡した(乙28)。

原告は、同判決について、最高裁判所に上告及び上告受理の申立をしたが(平成17年(行ツ)第159号、平成17年(行ヒ)第168号)、最高裁判所は、同年7月7日、「本件上告を棄却する。本件を上告審として受理しない。」

との決定をした(乙29)。 第3 当裁判所の判断

まる ヨ級刊別の刊劇 上記認定の各事実によれば、本件特許権を無効にすべき旨の審決が確定した ことが認められ、本件特許権は、初めから存在しなかったものとみなされる。 よって、原告の本訴請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由 がないことが明らかであるから、主文のとおり判決する。

## 東京地方裁判所民事第46部

設 裁判長裁判官 樂 隆 浦 裁判官 杉 正 典 裁判官 吉 JI 泉